火薬類製造施設・火薬庫軽微変更届について手引き

１　火薬類製造施設・火薬庫の軽微な変更をした場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　　　火薬類製造施設・火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備を変更しようとする場合は、原則として都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、火薬類製造施設・火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、変更の許可は不要ですが、その完成後に遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出てください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類製造施設・火薬庫軽微変更届（様式第５） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更の概要を記載した書面 | 1 |  |

３　手数料

　　無料

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第５（規則第８条、第１４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |

火薬類製造施設

軽微変更届

火　　薬　　庫

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電 話） |  |
| 製造所  所在地(電話)  火薬庫 |  |
| 変更の内容 |  |

別紙添付書類　当該変更の概要を記載した書面

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の欄は、記載しないこと。